

退室にあたってのお願い

今日までのご入居に心から厚くお礼申し上げます。

退去にあたり下記事項を必ず手続きして頂くようお願い申し上げます。

記

1. 退去立会い時には、お部屋に荷物・家具等が何もない状態にして下さい。
※荷物・家具等がありますと確認ができません。
2. **電気・ガス・水道**等の料金は退室当日までの検針を依頼し、精算をして下さい。
(万一、精算の確認がとれない場合は敷金の精算が1ヶ月前後かかりますのでご了承下さい。)
3. **お部屋の保険への解約手続き（東京海上ミレア少額短期保険株式会社）**
お問い合わせ先：0120-67-0055
4. 郵便局への住所変更届。
5. 退室する部屋のカギは、退室手続完了後速やかに弊社まで返還して下さい。
6. 退去する部屋内に、粗大ゴミや残置荷物が絶対にならないように十分な点検をお願い致します。
特に、ゴミ置場へ退室時前後に粗大ゴミ及び、ゴミ回収出来ないものを捨てられますと、一般の業者手配にて割高な費用負担がかかります。

以上遵守されない場合は、敷金等の精算が遅延又は減額されることがありますのでご注意下さい。

以上

賃貸借契約解約届

この度、下記物件について、賃貸借契約に基づき解約の届出をさせていただきます。
尚、本書面記載の注意事項、別紙（退去にあたってのお願い）記載の注意事項を厳守し解約日については変更、撤回はいたしません。

退室立会日	年 月 日 時希望
	※10：00 から 18：00 まで。毎週火曜日、水曜日は定休日となります。
物件の表示	物件名 号室
氏 名	印
電 話 番 号	
返金先口座	銀行 支店 (普通・当座)
	口座番号 口座名義 (ｶﾌﾞﾝ)
転居先住所	

《注意事項》

- (1) 契約解約日とは、賃貸借契約書の第2条に基づき、届出日（書面到着日）より1か月の予告期間が必要です。
- (2) 退去とは、住宅を明け渡し、鍵を全て返還したときに完了したものと認定します。尚、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも住宅の使用はできません。
※鍵はスペアも含めて必ずご返還願います。
- (3) 賃料等は、契約解約日以前に住宅を退去されても、契約解約日まで頂きます。
- (4) 敷金は、室内クリーニング代金。賃料及び修繕費等の支払義務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みます。

〈記入しないで下さい〉

届出年月日	年 月 日	※弊社書面到着日（弊社使用欄）
-------	-------	-----------------

新和建物コンサルタント株式会社
相模原市南区上鶴間本町4-2-1
TEL 042-749-4800
FAX 042-749-9486